

「特定個人情報保護評価書（案）（国民健康保険に関する事務 全項目評価書）」

の意見募集結果について

「特定個人情報保護評価書（案）（国民健康保険に関する事務 全項目評価書）」に関する意見募集手続きは、令和5年7月15日から8月14日までの期間で行いました。その際、2名より計2件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下の通りです。

1 意見募集手続の概要

(1) 意見募集期間

令和5年7月15日から8月14日までの間

(2) 周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和5年7月15日号の「広報えどがわ」に掲載

※健康部医療保険課窓口に閲覧用の印刷物を設置

(3) 意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 持込み又は郵送

(4) 提出先

健康部医療保険課庶務係

2 意見募集の結果

	頂いたご意見	区の考え方
1	素晴らしいと思います。	ご意見ありがとうございます。
2	より効率的かつシステムティックな事務処理が期待できる一方で、それに伴うリスクについてはしっかりと検証していただきたいと思います。	ご意見ありがとうございます。 前段部分については、人為的ミスの無 いよう、知識やリスクを共有・把握し、 また必要最低限の人数しか該当事務を行

	<p>また、社会保険脱退後に国民健康保険に加入しなければならないのですが、わざわざこちらで申請書類に記入することなく、自動的に移行することができないのでしょうか。</p>	<p>うことができないようにすることで、リスクの軽減を図ります。</p> <p>後段部分については、国民健康保険法第9条第1項「世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。」の条文に基づき、原則届出をもって国民健康保険の加入や喪失の処理を行っております。今後、申請の負担軽減に向けて、マイナンバーカードを用いた電子申請による届出も検討していきます。</p>
--	---	---